

ウナギ養殖場認証 パイロット審査報告書

申請者 エーゼロ株式会社
審査範囲 エーゼロ株式会社 ウナギ養殖場
審査日 2018年5月16日、17日

1 申請者

- 1.1 申請者名
- 1.2 所在地
- 1.3 担当者
- 1.4 電話番号
- 1.5 メールアドレス

1.1 申請者名	エーゼロ株式会社
1.2 所在地	〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村大字影石895
1.3 担当者	自然資本事業部 部長 岡野 豊 氏
1.4 電話番号	0868-75-3058
1.5 メールアドレス	okano@a-zero.co.jp

2 審査機関

- 2.1 審査機関名
- 2.2 所在地
- 2.3 主任審査員名
- 2.4 電話番号
- 2.5 メールアドレス

2.1 審査機関名	アマタ株式会社
2.2 所在地	〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
2.3 主任審査員名	小川 直也
2.4 電話番号	03-5215-8326
2.5 メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp

3 審査範囲

3.1	審査日	2018年5月16日、17日
3.2	審査対象養殖場	エーゼロ株式会社 ウナギ養殖場
3.3	GPS座標	35° 11' 37 N, 134° 20' 10 E
3.4	魚種	ニホンウナギ (<i>Anguilla japonica</i>)
3.5	審査基準	ウナギ養殖場認証 審査基準案 (今回のパイロット審査にあたり、既存の他魚種のASC基準を参考に、アミタが作成)
3.6	審査範囲の説明	審査範囲はエーゼロ株式会社のウナギ養殖場である。廃校となった旧影石小学校の体育館内に水槽を設置しウナギ養殖を行っている。シラスの受け入れから、育成、水揚げ、加工場への搬送までが審査範囲に含まれる。エーゼロ株式会社では2017年までビカーラ種 (<i>Anguilla bicolor</i>) を養殖していたが、2018年からはニホンウナギの養殖を開始した。将来的にはすべてニホンウナギに切り替える意向だが、現在はビカーラ種とニホンウナギの両種を養殖している。しかし両種の養殖水槽は完全に分けられており、混ざることはない。今回の審査対象はニホンウナギである。
3.7	認証単位内で採用されている生産方法	閉鎖型陸上養殖施設
3.8	認証単位で雇用されている従業員数	23人(男性14人、女性9人。2018年4月1日現在) ウナギ養殖は自然資本事業部7人(男性6人、女性1人)が担当している。
3.9	対象水域の説明	審査範囲は、岡山県の三大河川の一つである吉井川水系の支流に当たる吉野川の源流部に位置する。閉鎖型陸上養殖施設のため、河川水域や河川水は使用していない。

審査マニュアル ウナギ規格

対象種:

原則1: 該当する全ての国際法、国内法および地方条例の順守

判定基準1.1 該当する全ての国際、国内、地方の法的必要条件と規制の順守

		適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	不適合の内容 不適合や該当しない項目に関する理由の説明。	値/測定基準 該当する場合は各指標に対して値を記録すること。
1.1.1	<p>指標: 関連するすべての国および地方の法律と条例を順守していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 該当する土地及び水の利用に関する法律の書面もしくはデータを保持していること。監査チームに該当する法律と許認可の要約を、担当職員との連絡先を添えて提出すること</p> <p>b. 借用合意書、土地所有権、許可証の原本(もしくは承認された写し)を保持していること</p> <p>c. 国または地方の法律や規則に従った視察記録を保持すること(操業地域の法律で視察が求められる場合に限る)</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>1. 各適合基準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を視察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p> <p>陸上養殖施設については、「内水面漁業の振興に関する法律」が該当し、その条文を保持している。これに基づく「うなぎ養殖業許可証」(平成29年11月1日から平成30年10月31日まで)が取得されている。</p> <p>井戸水については、「西粟倉村地下水保全条例」が該当し、その条文を保持している。これに基づき、井戸を設置することの「土地使用同意書」(平成28年11月17日付)を土地所有者である西粟倉村から得ている。その上で「井戸設置許可申請書」(平成28年11月17日付)が西粟倉村に受理され「井戸設置許可証」(平成28年11月29日付)が発行されている。年間3650トン(日当たり換算 10トン)の使用許可の下で、1日8トン程度使用している。</p> <p>土地建物については、西粟倉村が所有する旧影石小学校の施設全体を指定管理者としてエーゼロが管理している。「西粟倉村森の学校指定管理者協定書」(平成29年4月1日から平成34年3月31日まで)が締結されている。</p> <p>法律で要求される視察はなく、これまで監督官庁の視察を受けたことはない。</p>	適合		
1.1.2	<p>指標: 全ての税法を順守していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 地方税務局からの納税完了通知書もしくは税法適合証書を提出すること</p> <p>または</p> <p>該当局に対する納税の記録を保持していること(固定資産税、水利用税、収入税など)。ただし認証機関は申請者が公表を求められた、あるいは選択した場合を除き、税に関する機密情報を公表してはならない。</p> <p>b. 養殖場は税法に関しその適合要件がその事業規模に見合っていることを保証すること。大規模生産者は、例えば税法対応全体を管理するために、公認会計士のような資格と知識を持った税に関する専門家のサービスを養殖場が利用していることを示すこと。小規模生産者は、税の領収書を提示すること</p> <p>c. 親会社が税金を合法的に支払っている場合、養殖場はこの趣旨で情報を提示すること</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>平成29年の法人事業税に関する「納税証明書」(平成30年4月19日取得)がある。平成28年度分の納税証明書(平成29年4月21日取得)もある。また納税時の領収書(例:平成30年2月26日付)もある。</p> <p>平成29年度固定資産税納税時の領収書(例:平成29年12月25日付)がある。</p> <p>消費税の納税義務はまだ発生していない。</p> <p>税理士との顧問契約書がある。平成28年7月1日から1年間の契約となっており、双方意義がない限り毎年自動更新される。</p>	適合		

1.1.3	<p>指標: すべての労働法および条例を順守していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 国または地方の労働規約および雇用に関する法律の要件に、養殖場がどのように適合しているかを示すこと</p> <p>b. 国の労働法および規約の順守にかかる養殖場視察の記録を保持すること(そのような視察が操業している国において法的要件となっている場合に限る)</p> <p>d. その他. 具体的に記入</p>	<p>労働基準法が該当する。就業規則があり、津山労働基準監督署に承認されている。パート、契約社員(養殖業外)がいるが、すべて同じ就業規則でカバーされている。</p> <p>労働基準法に関する査察はこれまで受けていない。</p>	適合		
1.1.4	<p>指標: 水質への影響に関連する条例および認可を順守していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 該当する場合、排水にかかる許可を得ること</p> <p>b. 必要に応じて、排水に関する法律・条例へのモニタリング記録および順守を示す記録を保持すること</p> <p>c. 廃棄および環境汚染に関するモニタリング記録および法律・条例への順守を示す記録を保持すること</p> <p>d. その他. 具体的に記入</p>	<p>うなぎ養殖場は水質汚濁防止法の特定施設に当たらないため、排水にかかる法的規制はない。法律、施行令で確認している。岡山県の環境部にも確認をとっている。</p> <p>西粟倉村では下水道が100%整備されており、合併浄化槽はない。そのため、下水道に流される下水は西粟倉村によって処理される。そのほか水質に関する該当する法律はない。</p>	適合		
原則2: 自然環境、地域の生物多様性、生態系の構造と機能の保全						
判定基準2.1 底生動物の生物多様性と生息環境への影響						
2.1.1	<p>指標: 養殖事業に起因する影響の許容範囲(AZE)の外縁部における底質中の酸化還元電位または全遊離硫化物濃度</p> <p>要件: 酸化還元電位 > 0mV または 硫化物濃度 ≤ 1500 μMol/L または AZEの周縁部における底質中の酸化還元電位または全遊離硫化物濃度が対照区と比較して有意差がない</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること。養殖場が個別のAZEを用いる場合、その選択の根拠を認証機関に示すこと</p> <p>すべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を用意すること</p> <p>b. AZE全域で海底が岩礁帯の場合、認証機関に対して証拠を提示し、2.1.1a～gならびに2.1.2の適用除外を要望すること</p> <p>c. 海底環境の影響評価および測定のために、養殖場が選択した指標を認証機関に知らせること</p> <p>d. 手引きに従った適切な方法およびサンプリング体制を用いて、底質試料を収集すること(生け簀内のバイオマスが最大となる時期、必要とされる採取地点全てにおいて)</p> <p>e. オプション1の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の酸化還元電位(mV)を測定し記録すること</p> <p>f. オプション2の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の硫化物濃度(μM)を測定し記録すること</p> <p>h. その他. 具体的に記入</p>	<p>閉鎖型陸上養殖施設のため該当しない。</p>	該当しない		

2.1.2	<p>指標：底生動物相の指標値（採取された底生動物の比較に適した指標を選択すること）</p> <p>要件：AZTI Marine Biotic Index (AMBI) score ≤ 3.3, または Shannon-Wiener Index score > 3, または Benthic Quality Index (BQI) score ≥ 15, または Infaunal Trophic Index (ITI) score ≥ 25 または BENTIX score ≥ 3.5</p> <p>または</p> <p>AZEの周縁部における底生動物相の指標値が対照区と比較して有意差がない</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること(2.1.1参照)</p> <p>b. 適切な底生動物の採取計画、手続き、要綱を組み立てるか、委託事業者が適切な採取計画、手続き、要綱を採用した証拠を提示すること</p> <p>c. 採取計画にそって底質試料を収集すること</p> <p>d. 全ての採取ポイントについて、底質試料の表在性および内在性要素について、全種の種レベルまでの識別とリストを含めて解析すること</p> <p>e. AZE外縁部と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで、存在する底生動物層の指標値を計算し、有意差を検定すること(信頼区間95%)</p> <p>f. その他。具体的に記入</p>	閉鎖型陸上養殖施設のため該当しない。	該当しない		
判定基準2.2 操業場所および周辺の水質						
2.2.1	<p>指標：AZE内外の水中の濁度レベル</p> <p>要件：AZE周縁部における水中の濁度レベルが対照区と比較して有意な差がないこと</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細な濁度モニタリング手順を考案すること</p> <p>b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、最初のうちは毎月濁度を測定し記録すること</p> <p>c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)について濁度データの解析を行うこと</p> <p>d. 初回12か月の濁度モニタリングについて統計的分析結果を提示すること</p> <p>e. 年一回のモニタリング手順を実行すること</p> <p>f. その他。具体的に記入</p>	閉鎖型陸上養殖施設のため該当しない。	該当しない		
2.2.2	<p>指標：養殖場および対照区における全アンモニア態窒素、硝酸、全りんものの年4回のモニタリング</p> <p>要件：AZE周縁部における水中の全アンモニア態窒素、硝酸、全りんレベルが対照区と比較して有意な差がないこと</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細なアンモニアモニタリング手順を考案すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならない。</p> <p>b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、年4回測定し記録すること</p> <p>c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)についてデータの解析を行うこと</p> <p>d. 初回12か月のモニタリングについて統計的分析結果を提示すること</p> <p>e. 年4回のモニタリング手順を実行すること</p> <p>f. その他。具体的に記入</p>	閉鎖型陸上養殖施設のため該当しない。	該当しない		

判定基準2.3 絶滅危惧種や脆弱な自然環境との相互作用						
2.3.1	<p>指標：養殖場の生物多様性や生態系への潜在的影響評価が少なくとも以下の項目を含んでいることの証拠。a) 絶滅危惧種、脆弱な自然環境、保護区(種)との近接性の評価、b) 影響を受けるであろう環境や種について、養殖場が生物多様性に影響すると思われる潜在的影響の記述、c) 養殖場がもたらすと考えられる影響に関し、削減もしくは最小化するための現行プロジェクトおよび将来の計画</p> <p>要件：必要。</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 評価対象となる養殖場に関連した影響によるリスクを受けるかもしれない生物多様性や生態系に関し、養殖場の存在が可能とする資料を収集すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならぬ。仮に養殖場が年間にわたって影響が小さいことを証明できる場合、以後は高頻度でモニタリングを行う必要はない。</p> <p>b. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する養殖場の潜在的な影響に関する詳細なリスク評価を完了させること。それらの種や自然環境に対する影響を最小限または削減するために設計された養殖場が実行している戦略とプロジェクトを記載すること</p> <p>c. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する相互作用や影響の度合いを確かめる個別の証拠を収集すること。証拠は関係者の発言を含むこと</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>当養殖場は既存の施設(廃校となった小学校の建物)を利用した養殖施設であるため、施設設置の際の外部環境に与える影響は考えられない。また騒音、悪臭、光害なども発生しない。野生動物の事故死も発生しない。外部環境に与える影響としては排水のみが考えられる。</p> <p>排水は1日6~8トン(1分当たり4~5.5ℓ程度)が常時排出されている。塩素を使用した排水処理設備により処理された排水が、活性炭濾材を通して近くの排水溝から吉野川へと排出されている。排水箇所を確認した。平成29年3月20日に採水した排水を専門検査機関で検査し、各計量項目は水質汚濁防止法で規定される一律排水基準よりも十分低い値であることを確認した。</p> <p>濾過装置のフィルターは定期的に洗浄しているが、排水は下水道に排出している。</p> <p>上記の状況から、当養殖施設が生物多様性や生態系、絶滅危惧種に与えるリスクはほとんどないと考えられる。</p>	適合		
2.3.2	<p>指標：法的に指定された保護区における養殖場の設置</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 周辺の法的保護区を含めた養殖場の位置を示す地図を提示すること</p> <p>b. 養殖場が法的保護区に位置する場合、養殖場が適用除外を認められるかを判断するために指標2.3.2aの適用範囲を確認すること。適用可の場合、認証機関に連絡し、証拠書類を提示すること</p> <p>c. 指定された公園、保護区の利用制限または国の保護区域の運営や保全状態に対し、養殖場が対立や干渉を与えていないことを示すこと</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>西粟倉村内には、氷ノ山後山那岐山国定公園、鳥獣保護区が存在し、指定地の図面がある(県立自然公園はない)。しかし当施設はこれらの法的保護区外に存在する。</p>	適合		
判定基準2.4 捕食動物を含む野生生物との相互関係						
2.4.1	<p>指標：音響回避装置の使用</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 海洋性の害虫あるいは捕食動物の管理のための音響回避装置(ADD/AHD)の不使用を管理方針として約束する旨の宣誓書を用意すること</p> <p>b. 養殖場で音響回避装置が使用されていないことを示す証拠書類を整理しておくこと(例：捕食動物や害虫管理の手続きと実行に関する証拠)</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>音響回避装置はない。</p>	適合		
2.4.2	<p>指標：養殖場のリース区域および近接域における養殖の作業工程や作業員など関連事項による絶滅危惧種の死亡数</p> <p>要件：0.件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 養殖場のリース区域およびその周辺域で確認される絶滅危惧種のリストを提示すること</p> <p>b. 養殖場が生物多様性や周辺の生態系に与える影響に関する書類記録を作成すること。相互作用とその結果の種と環境、場所と時間について詳細に記述すること</p> <p>c. 防除管理が必要な捕食動物と害虫のリストを作成すること。許可された軽減・管理手続きを明記し、記録し続けること</p> <p>d. すべての死亡事故について、種と発生日時を記録すること</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>2.3.1の通り、外部の生物に与える影響はないため、絶滅危惧種の死亡事例はない。</p>	適合		

2.4.3	<p>指標：養殖場における食害鳥獣や野生生物に対する意図的な殺駆除</p> <p>要件：必要(ただし、人の安全に緊急の危険が及ばない範囲において)</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 捕食動物の殺駆除に先立ち行われる手順を記載した企業書類を提示すること</p> <p>b. 捕食動物の管理に関する企業手順に忠実であることが確認できる捕食動物の防除管理を行った記録リストを保持すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	2.3.1の通り、外部の生物に与える影響はないため、捕食動物の殺駆除の事例はない。	適合		
2.4.4	<p>指標：すべての死亡事故は記録分類されている</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 捕食動物の殺駆除管理の実行の詳細が適切な(もともと関係のある)行政監督官庁に報告されていることを示すこと</p> <p>b. 捕食動物の殺駆除管理の実行の詳細が一般に公開可能であることを示すこと</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	建物内の養殖施設であり、養殖場起因の野生生物の死亡事故は起こらない。	適合		
2.4.5	<p>指標：養殖場における過去2年間の野生動物の最大死亡件数</p> <p>要件：鳥類4件、サメ類2件、海棲ほ乳類1件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 死亡事故の記録を最低2年間保持すること。初回監査では6か月以上(6<)のデータが必要</p> <p>b. 過去2年間の種ごとと種群ごとに死亡事故の総数を計算すること(例：サメ類、鳥類、海棲ほ乳類)</p> <p>c. 死亡した生物が何らかの個体群の回復を妨げているとする根拠が明白で公開されている研究資料を養殖場が提示できれば、本判定基準の要件の適用除外となりうる</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	建物内の養殖施設であり、養殖場起因の野生生物の死亡事故は起こらない。	適合		
2.4.6	<p>指標：いかなる野生動物の死亡事故の事例であっても、その死亡事故の発生率についての評価、ならびに将来の発生リスク削減のための養殖場が行う具体的作業工程についての書類</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 死亡事故の書面による確認を行い、必要に応じてリスク評価と手順の見直しを行う(2.3.1参照)</p> <p>b. 殺駆除の必要性を削減する視点で、捕食動物の管理手順の見直しを通じて示すこと</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	建物内の養殖施設であり、養殖場起因の野生生物の死亡事故は起こらない。	適合		

判定基準2.5 水利用、取水のレベル					
要件2.5.1および2.5.2は表流水(河川からの水など)を利用している養殖場に適用される					
2.5.1	<p>指標: いかなる野生動物の死亡事故の事例であっても、その死亡事故の発生率についての評価、ならびに将来の発生リスク削減のための養殖場が行う具体的作業工程についての書類</p> <p>要件: 養殖場のすぐ上流の自然の水流の50%</p> <p>適用範囲: すべて</p>		地下水を利用しているため該当しない。	該当しない	
2.5.2	<p>指標: 転用した水の90%より多い量が自然の水塊に戻っていることの提示</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>		地下水を利用しているため該当しない。	該当しない	
要件2.5.3および2.5.4は地下水(井戸水など)を利用している養殖場に適用される					
2.5.3	<p>指標: くみ上げた地下水の利用はすべて規制官庁によって許可を受けていること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>		井戸水については、「西粟倉村地下水保全条例」が該当し、その条文を保持している。これに基づき、井戸を設置することの「土地使用同意書」(平成28年11月17日付)を土地所有者である西粟倉村から得ている。その上で「井戸設置許可申請書」(平成28年11月17日付)が西粟倉村に受理され「井戸設置許可証」(平成28年11月29日付)が発行されている。年間3650トン(日当たり換算 10トン)の使用許可の下で、1日8トン程度使用している。	適合	
2.5.4	<p>指標: 井戸の深さは最低年1回検査し、その結果を公表すること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>		現在は井戸の深さや地下水位については調査していない。使用許可の範囲内で地下水を使用しているため問題はないと考えられるが、問題がないことを確認できる方法を検討することが望ましい。	適合	観察事項: 現在の井戸水使用量が地下水位に影響を与えていないことを確かめる方法を検討することが望ましい。
判定基準2.6 陸上養殖施設(水質と排水)					
2.6.1	<p>指標: 過去12か月間の生産量1トンに対する環境中に排出されたリンの最大総量</p> <p>要件: 12か月間で生産量1トンあたり4kg</p> <p>適用範囲: すべて</p>		環境中に排出されるリンは排水を通してのみである。排水の水質調査と排水量モニタリングがなされているため、排出されるリンの量は計算が可能である。排水も処理されてから排出されているため、実際に排出されるリンの量は非常に少ない。	軽微な不適合	軽微な不適合: 環境中に排出されるリンの量を計算すること。
2.6.2	<p>指標: 月ごとに測定している排水中の酸素飽和度の最小値</p> <p>要件: 60%</p> <p>適用範囲: すべて</p>		排水中のDOはまだ測定していない。自然河川に放出される直前時点でのDOの測定を行う予定。排水は1日6~8トン(1分当たり4~5.50程度)が常時排出されている程度で河川の水量と比べるとごく少ないので、河川水質に与える影響はほとんどないと考えられる。	軽微な不適合	軽微な不適合: 排水中の酸素飽和度を測定すること。

2.6.3	<p>指標：養殖場の排水位置より下流の大型底生動物調査が、排水位置の上流の調査結果と同様もしくはより良いことを示す</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		排水位置の上下流の大型底生動物調査はまだ行っていない。	軽微な不適合	軽微な不適合： 排水位置の上流、下流の地点で大型底生動物調査を実施すること。	
2.6.4	<p>指標：バイオソリッド(汚泥)の最善管理手法の実行に関する証拠</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		濾過槽に沈殿する汚泥は、掃除の際に回収し、敷地内の畑の肥料として利用している。処理方法は文書化されていない。	適合	観察事項： 濾過槽の汚泥の処理手順を文書化することが望ましい。	
2.6.5	<p>指標：水質のモニタリング票を記入</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		平成29年3月20日に専門検査機関に委託し排水の水質検査を実施した。今後、自主的な簡易方法でもいいので、年1回程度モニタリングを継続することが望ましい。	適合	観察事項： 排水の水質検査を定期的に実施することが望ましい。	
原則3:天然個体群の健康および遺伝的健全性の保護						
<i>判定基準3.1 外来種の養殖</i>						
3.1.1	<p>指標：外来種の養殖</p> <p>要件：不可。ただし審査基準の初回発行時に当該地域でその種の商業的養殖が展開されている、もしくは完全な閉鎖しきり陸上養殖での脱走や天然個体群への病害虫の伝播の危険性が非常に低い場合を除く</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 養殖場は在来種のみを生産していると認証機関に対し示すこと、または</p> <p>b. 外来種の場合、審査基準の発行以前から当該種がその国や地域で商業的に法律に従い栽培されていることを示す証明可能な証拠を提示すること、または</p> <p>c. 養殖場が3.1.1bに関する証拠を提示できない場合、生産システムが自然環境に対し閉鎖的であることを示す証拠を提示すること。 1) 外来種が効果的な物理的隔壁により天然魚と隔離されておりかつ管理が行き届いていること、 2) 飼育魚の脱走個体が生残し再生産することのない隔壁が整備されていること、 3) 自然環境に排水される前に処理(例：紫外線やその他の効果的処置)することにより、生残し再生産する可能性がある生物体が漏洩することのない隔壁が整備されていること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	同じ施設内で外来種であるピカール種(審査対象外)が養殖されているが、完全閉鎖型の養殖場で、脱走する可能性は考えられない。またウナギは養殖施設内では産卵しないので卵が流出して再生産する可能性もない。	適合		
<i>判定基準3.2 遺伝子組み換え種の導入</i>						
3.2.1	<p>指標：養殖場における遺伝子組み換えをした魚の使用</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 養殖場が遺伝子組み換えした種苗を使用しないとする宣誓書を作成すること</p> <p>b. 活け込み日、種苗業者の詳細、購入先の担当者を含むすべての栽培種苗の起源に関する記録を保持すること</p> <p>c. 種苗の購入記録、起源に関する書類に、遺伝的状態および遺伝子組み換えの有無を明解に示していること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	遺伝子組み換えした種苗を使用しないことを明記した誓約書を作成した(平成30年2月1日付)。種苗記録を保持している。天然種苗を使用している。詳細は3.4参照。現在遺伝子組み換えのウナギ種苗は存在しない。	適合		

判定基準3.3 脱走

<p>3.3.1</p>	<p>指標：全ての魚種について、操業は脱走魚の管理に関する計画を策定し、厳格な生け簀の補修管理手順と頻繁な巡回を行うこと</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 種苗の脱走防止と詳細な養殖場の生産工程リスク評価を含む管理計画を策定し、初回監査前に認証機関に提出すること。計画は設備の管理と巡回頻度をはじめとし、どのような管理手順が脱走防止の点で必要かつ重要なのかについて明確に記載すること</p> <p>b. 養殖場が開放的な網生け簀で栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること： - 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること - 以下を確認するための明確な手続きを設定すること ・網の強度テスト ・適切な網目サイズの使用 ・網のトレーサビリティ ・システムの堅牢性 ・食害動物の管理 ・記録保持 ・リスク要因となる事象の報告(例：網の裂け目、インフラの問題、処理のミス) ・上記の項目全てを網羅する従業員研修 ・脱走防止および計測技術に関する従業員研修</p> <p>c. 養殖場が閉鎖的なシステムで栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること： - 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること - 以下を確認するための明確な手続きを設定すること ・システムの堅牢性 ・食害動物の管理 ・記録保持 ・リスク要因となる事象の報告(例：穴、インフラの問題、処理のミス) ・上記の項目全てを網羅する従業員研修 ・脱走防止および計測技術に関する従業員研修</p> <p>d. 計画で決められたとおりに記録を保持すること</p> <p>e. 脱走防止計画と管理に関する従業員研修を養殖場の計画通りに実施すること</p> <p>g. その他、具体的に記入</p>	<p>水槽には蓋がしてあり、また水面から水槽上端までの距離が深くなるよう水位を調節してあるため、ウナギが飛び出して逃げることはない。</p> <p>閉鎖型養殖施設なので脱走はまず考えられないが、あえてリスクを挙げれば、水槽の排水口のプラスチック網または金網が破れて排水口から逃げ出す場合が考えられる。その場合、濾過設備の濾過物質(現在は樹皮)に捉えられる。また濾過設備にも蓋がしてあるので、濾過設備上部から逃げる可能性もほとんどゼロである。プラスチック網は高密度ポリエチレンで耐久性に優れ、壊れる可能性は低い。したがって脱出が起こる可能性は、天変地異などで施設が壊れない限り、ほとんどゼロである。</p>	<p>適合</p>	<p>観察事項： より確実にするために、排水口のプラスチック網や金網の定期的な確認、交換の頻度を決め、文書化することが望ましい。</p>	
<p>3.3.2</p>	<p>指標：操業には養殖魚の脱走および個体数の計測に関する詳細な記録をとり、それを保持すること。これには、網の裂け目、推定脱走数、活け込み数と回収数の比が含まれる。</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 死亡数、活け込み数、収穫数(回収尾数)および脱走事故の詳細および想定される脱走数(網の裂け目を通った個体)に関する記録を保持すること</p> <p>b. 直近の完了した生産サイクルに関して、上記の手引きの記述に従い記録のない種苗の脱走数を算定すること。初回監査時は、養殖場は計算法と現行の生産サイクルの収穫後に記録のない損失数を公表する要件があることを理解している旨を示すこと</p> <p>c. 3.3.2bの結果を公開すること。すべての生産サイクルについて、いつ、どこで(例：会社のウェブサイト)にアップされた日時)記録が公開されたかの記録を保持すること</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>日誌をつけている。池入時の尾数(重量からの推定尾数)、日々の死魚数、収穫数を在庫管理表に記録しているため、現在の尾数分かる。毎月、池入量、池出量を岡山県の水産課に報告している。脱走はこれまで確認されていない。</p> <p>ピカールは最初に3kg、あとで1kgのクロコを追加しており、まだ養殖中のため、最終収穫数はまだ出ていない。</p> <p>ニホンウナギはシラスを池入れたばかりである。うち半数は放流する予定だが、放流尾数はカウントする予定。また養殖尾数もカウントする予定。</p>	<p>適合</p>		

3.3.3	<p>指標: 2年間で30%以上の個体(回収されなかった魚の累計数)の脱走事故の3回以上の発生</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 栽培中の種苗が選抜育種か、非選抜育種だが地域由来の種苗ではない、または地域で採捕されていない天然稚魚かについて確定すること。どれにも当てはまらない場合、要件3.3.3b～dは適用されない</p> <p>b. 必要に応じて、発生したまたは発生が疑われる脱走の全事案について、日付と原因を特定し、脱走個体数を推定し、モニタリング記録を保持すること</p> <p>c. 必要に応じて、直近の生産サイクルの全ストックの脱走数(発生回数と個体数)を集計すること</p> <p>d. 必要に応じて、3.3.3aのモニタリング記録を、養殖場が最初に認証を受けた生産サイクルから10年以上保持すること</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	脱走は起こっていない。	適合		
3.3.4	<p>指標: 既知の脱走数が書面化され、要請に応じて公開できること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 脱走に関し、推測も含め全ての事案の詳細について書類を作成すること。報告できる脱走の詳細と3.3.2bの結果を要請に応じて公表すること</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	脱走は起こっていない。	適合		
判定基準3.4 種苗の調達						
3.4.1	<p>指標: 購入もしくは採捕した天然稚魚が、公的な漁業アセスメント(例: FishSource)を実施している漁業またはISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼のある漁業改善プロセス(FIP)にある</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること</p> <p>b. 天然種苗の漁業に関するFishSource評価またはMSC認証の証拠を提示すること。FishSource評価またはMSC認証が利用可能ではない場合、3.4.1cに進むこと</p> <p>c. 天然稚魚の調達元である漁業がISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼のある漁業改善プロセスにあることを監査チームに示すこと</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>現状、ニホンウナギの資源管理ができていないため、この基準は現段階では重大な不適合となる。今後計画している放流試験などの結果が出てきた時点で再度評価する。</p> <p>下りウナギは大雨時に海に流れ出すので、網が張れず(様々なものが網にかかるため)、親ウナギの資源量が把握できていない。これまで日本では調査事例がない。ヨーロッパでは下りウナギの調査ができています。漁獲量に基づく調査結果はあるが、たまたま獲れたものであり、また遊漁による漁獲量は分からないため、生息密度を反映した調査結果とは言えない。</p>	重大な不適合	<p>重大な不適合: 公的な漁業アセスメント(例: MSC, FishSource等)を実施している漁業、またはISEAL準拠の持続可能な漁業認証システム(例: MSC)に向けて信頼のある漁業改善プロセス(FIP)にある漁業から、天然稚魚を購入すること。</p>	
3.4.2	<p>指標: 購入もしくは採捕した天然稚魚の供給源までのトレーサビリティ</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 孵化場または種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること。</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>種苗の調達記録がある。千葉県利根川産のシラス0.5kgを2018年3月18日に受領した。納品書、領収書、写真記録がある。社員が直接受領し新幹線で運搬した。エーゼロに許可されている池入れ枠は0.5kgであり、枠内の量で購入した。</p> <p>シラスの県外販売を許可している県と禁止している県がある。千葉県では許可されている。</p> <p>一般的に、養鰻業者はシラスを問屋から購入しており、川漁師までは現状把握できていないと言われている。今回購入したものは利根川で獲られたことは問屋からの証言から明確になっている。しかしその記録は現在はない。</p>	適合	<p>観察事項: 川漁師からのシラスのトレーサビリティを証明できる記録があることが望ましい。</p>	

3.4.3	<p>指標: 種苗供給業者は、魚の健康およびバイオセキュリティプロトコルに関する書類、または同等の第三者認証を有していること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>		<p>シラスを供給する問屋では漁獲後引き渡しまでに目視でチェックをしており、傷や、体色や行動の異変などがあるシラスを隔離している。漁獲後1日置いたあと、販売がなされる。これらの手順を文書化したものはない。</p>	適合	<p>観察事項: シラス問屋でどのように病気が蔓延しない管理をしているか確認する手順を文書化することが望ましい。</p>	
3.4.4	<p>指標: 受取施設は、購入または採捕した仔魚・稚魚に関し、検査を含むバイオセキュリティプロトコルを文面で有していること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>		<p>「シラス受入作業」手順作成。現地の水温、塩分濃度に受入れ水槽を合わせる。届いたシラスの状態を目視で確認し、水槽に入れた後も目視でチェックする。徐々に水温、塩分濃度を慣らす。病気を持ち込まないよう、手や履物を都度消毒し、部外者は養殖場内に立ち入り禁止にしている。池入れたシラスが黒子になるまでの生存率は日本全体の平均で98%程度と言われており、生存率は高い。今回のシラスも現時点で97.6%である。</p>	適合		
3.4.5	<p>指標: 国をまたいで輸入された種苗は、輸入国が求める書類(例: 健康に関する認証)を付帯しなければならない</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>		<p>輸入ではないため該当しない。</p>	該当しない		

原則4: 自然環境の保全上、効率的かつ責任ある手法での資源利用

判定基準4.1 飼料の海産原料のトレーサビリティと透明性

4.1.1	<p>指標: 飼料メーカーによる魚粉・魚油のトレーサビリティを示す書類の提示</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること</p> <p>b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造に付随する要件を文面で知らせ、基準の写しを送付すること</p> <p>c. 養殖場に供給している各飼料メーカーに関し、独立した第三者機関によるメーカーの監査が最近完了していることを確認すること。ただしそれは飼料投入のトレーサビリティ評価を含むISEAL適合基準に対するものであること。直近の監査報告書の写しを、飼料メーカーごとに入手すること</p> <p>d. 飼料の製造に使用される全ての魚粉と魚油のトレーサビリティを会社として保証する旨の飼料メーカーならびに販売業者からの証言を入手すること</p> <p>f. その他、具体的に記入</p>	<p>飼料会社Aから代理店を通して飼料を購入している。飼料はしらす用、クロコ用、成鯉用で合計7種類あり、魚粉割合などが提示されている。飼料購入記録がある。購入時の請求書、納品書も準備可能である。</p> <p>飼料会社Aに本要件はメールで伝えた。(2018/4/13, 5/8)</p> <p>飼料会社Aは現在では第三者認証は受けていない。</p> <p>トレーサビリティを保証する旨の文書は飼料会社Aから2018年5月30日付で出されている。</p>	軽微な不適合	<p>飼料会社Aに対し、独立した第三者機関によるトレーサビリティ評価を含む監査を受けるよう要請すること。</p>	
-------	---	--	--	--------	--	--

判定基準4.2 飼料の効率化と最適化						
4.2.1	<p>指標： a) FFDR (Forage Fish Dependency Ratio) の魚粉 (FFDRm) と魚油 (FFDRo)</p> <p>要件： FFDRm ≤ 6.0、FFDRo ≤ 7.0 (現在) FFDRm ≤ 4.8、FFDRo ≤ 5.0 (3年) FFDRm ≤ 2.9、FFDRo ≤ 2.9 (6年)</p> <p>適用範囲：すべて</p>	a. 以下の項目を含む使用している飼料の詳細な目録を保持すること ・各配合組成の使用量 (kg) ・使用した各配合飼料に含まれる魚粉と魚油の含有率 (%) ・使用した各数式での魚粉と魚油の供給源 (漁業) ・各配合組成中の副産物由来の魚粉と魚油の配合率 (%) ・裏付け資料と飼料販売業者による署名入り宣誓書	<p>飼料表示に各飼料の原材料が記載されている。大まかな内訳が記載されている。詳細な内訳は飼料会社Aからアマタに提示された。</p> <p>現時点でのeFCRを計算したら2.45となった。平均0.2gから0.785gまで成長した。</p> <p>飼料への残渣利用は栄養分の安定性、粘度の都合などからウナギでは難しいと言われている。</p> <p>FFDRm、FFDRoについては、まだ飼育期間が短いため正確な数値を出すことが難しい。収穫後に改めてそれまでの給餌量から計算する。</p>	適合	観察事項： ニホンウナギの出荷時に改めてFFDRm、FFDRoを計算すること。	
		b. FFDRmおよびDDFRoの計算に際し、水産副産物から精製した魚粉や魚油を除くこと(例：別紙1の手引きで詳しく記載しているような食糧消費向けの漁業からの残さ)				
		c. 別紙1の数式を用いてeFCRを算定すること				
		d. 別紙1の数式を用いてFFDRmならびにFFDRoを算定すること				
		e. その他。具体的に記入				
判定基準4.3 海産原材料の責任ある調達						
4.3.1	<p>指標：飼料に使われる魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーで生態学的持続可能性を推進する枠組みによる認証漁業由来であること</p> <p>要件：飼料に使われる魚粉と魚油の90%以上が(副産物由来の魚粉および魚油を除く)がこの判定基準を満たすこと</p> <p>適用範囲：すべて</p>	a. ISEALメンバーである認証制度の認証を得た飼料メーカーで使用している魚粉と魚油の相対量を示す書類を入手すること	飼料会社Aからは、飼料原料のうち、MSC認証取得原料についての情報が示された。	適合		
		b. ISEALメンバーの基準に従い認証された漁業からの魚粉と魚油を含む飼料を調達に対する養殖場の決意を示す書類を用意すること				
		c. 将来的には、飼料中の魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーである認証制度の認証を得た漁業由来とする要件を目指すこと				
		d. その他。具体的に記入				
4.3.2	<p>指標：4.3.1の達成に先立ち、飼料に使われている魚粉と魚油のFishSourceスコアが6点以上、ただしバイオマスに関しては8点以上であるか、信頼のある、期間設定された漁業改善プロジェクト(FIP)に取り組んでいる証拠を示すこと</p> <p>要件：飼料に使われる魚粉と魚油の90%以上が(副産物由来の魚粉および魚油を除く)がこの判定基準を満たすこと</p> <p>適用範囲：すべて</p>	a. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から 飼料製造に使用した魚粉と魚油の90%以上がFishSource評価を個別に確認することまたは	飼料会社Aからは、FishSource評価の調査結果が示された。飼料の銘柄により、原料の90%以上がFishSource評価のスコアが6点以上という条件をクリアしているものとクリアできていないものがある。	軽微な不適合	飼料原料について、魚粉と魚油の90%以上を、FishSource評価のスコア6点以上の原料を使用すること。	
		b. 特定の魚粉や魚油原料について、FishSource評価が無い場合、魚粉や魚油の販売業者に対し信頼のあるFIPに取り組むよう働きかけた証拠を取りまとめること				
		c. その他。具体的に記入				

4.3.3	<p>指標: IUCNレッドリストに含まれる絶滅危惧種1A類、1B類、2類に該当する魚種の副産物または残さ由来の魚粉または魚油を原料とした飼料の使用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 副産物および残さ由来する全ての魚粉魚油についてその供給源となる漁業のリストをまとめ保持すること。4.2.1aの情報と一致すること</p> <p>b. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、IUCNレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類および2類に分類される魚種由来の魚粉および魚種が含まれていない旨の証言を入手すること</p> <p>c. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、魚粉と魚油がIUCNのレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類、2類に分類される種由来ではないとする宣誓書ならびにその確認方法の根拠(例: 他の認証制度または個別の監査)を入手すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	飼料会社Aから情報が示された。一部の原料については絶滅危惧種が使用されていない証明が得られているが、すべてではなかった。	軽微な不適合	全ての魚粉、魚油原料に対し、絶滅危惧種が含まれていない証明を、飼料会社から得ること。	
4.3.4	<p>指標: 同属由来の飼料原料</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 飼料メーカーならびに必要に応じて販売業者から、魚粉と魚油が養殖種と同属の魚種由来ではないとする証言を得ること</p> <p>b. 飼料メーカーが養殖対象とする魚種と同属を餌料原料として利用していないことを確認できる作業手順に関する証拠書類を入手すること。使用される可能性があるすべての魚粉と魚油(雑魚、廃棄、残さ、副産物を含む)を含めること</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	飼料会社Aから情報が示された。同属由来の魚は原料として使用されていない。	適合		
判定基準4.4 飼料中の非海産原料の責任ある調達						
4.4.1	<p>指標: 飼料メーカーの、国際的に認知された作物栽培一時停止令ならびに地域法令に従ったトレーサビリティと責任ある原料調達方針に関する書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること</p> <p>b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造と供給に関するトレーサビリティと責任調達に付随するASC要件を書面で知らせること</p> <p>c. 養殖場が使用する各飼料メーカーについて、独立の第三者の認証機関による、飼料材料のトレーサビリティ評価を含むメーカーの監査が最近完了したことを確認すること。各飼料メーカーの直近の監査報告書の写しを入手すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	飼料の詳細な内訳は飼料会社Aからアマタに提示された。 大豆原料については、ブラジル産大豆に関する禁止令に該当する可能性を完全には排除しきれていない。	軽微な不適合	大豆原料について、ブラジル産大豆に関する禁止令に該当しないものを使用すること。	
4.4.2	<p>指標: 遺伝子組み換え作物原料、遺伝子を改変した作物の飼料中の使用に関する書類の提示</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 飼料販売業者から遺伝子組み換え作物原料、遺伝子を改変した作物の飼料中の使用の詳細に関する証言を入手すること。この要件は飼料に遺伝子組み換え材料を含むか含まないかを知ることであり、反対であることを主張するものではない。</p> <p>b. 販売先に対し飼料に使用している遺伝子組み換え・遺伝子改変した植物原料のリストを公開し、この公開に関する証拠書類を保持すること。初回監査については、養殖場は監査日の6か月より前に記録を公開していること</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	飼料の詳細な内訳は飼料会社Aからアマタに提示された。 遺伝子組み換え植物原料は無分別である。 販売先に対しての提示はまだ行っていない。	軽微な不適合	遺伝子組み換え植物原料は無分別であることを販売先に対し示すこと。	

4.4.3	<p>指標：非海産原料に関し、環境および社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証スキームによって認証されたものの使用率</p> <p>要件：大豆とパーム油に関し80%であること</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. ISEALメンバーの認証制度の認証を受けた飼料製造に用いられる非海産原料の相対量を示す書類を入手すること</p> <p>b. 適合していない養殖場の場合、環境と社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書を用意すること</p> <p>c. 将来的には、飼料に用いられる非海産原料の80%以上が環境と社会的持続可能性について取り組むISEALメンバーの認証由来であることを目指すこと。</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>大豆については認証製品由来かどうかは不明である。パームオイルについては認証製品ではない。現時点では適用外とするが、将来的に目指すことが求められる。</p>	該当しない	<p>観察事項： 大豆由来原料、パームオイル由来原料については、将来的に認証を受けた原料を80%以上使用することを目指すこと。</p>	
4.5.1	<p>指標：廃棄物削減(例：リユース、リサイクル)プログラムに関する証拠</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		<p>金属類、乾電池、その他含めた産業廃棄物(エサ袋、フィルター(まれ)、結束バンド、バックテストチューブ、工作(塩ビ管など)端材、など)の処理は産廃処理業者Aに委託している。産廃処理業者Aが分別まで行う。しかし、産業廃棄物の処理委託契約書が審査時に提示されなかった。</p> <p>「養殖場 廃棄物削減計画」作成。産業廃棄物は過去1年で2回のみ排出。合計3トン程度。</p> <p>排水処理槽に使用する塩素の空箱は他の用途で使用できる可能性があるため保管している。</p> <p>その他は事務所から出る紙、食品包装などの事業系一般廃棄物。分別を徹底し、再利用、リサイクルに努めることとしている。</p>	軽微な不適合	<p>廃棄物の処理委託契約書を準備すること。</p>	
4.5.2	<p>指標：生物系廃棄物の適切な保管と処分に関する証拠</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		<p>死魚、残渣、濾過槽を大掃除した時に回収した汚泥、その他社内の生ごみを、コンポスト処理している。敷地内の畑で肥料として利用する予定。</p>	適合		
4.5.3	<p>指標：化学薬品および炭化水素化合物の適切な処分と 排気に関する証拠</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		<p>化学薬品は、塩素、消毒用アルコール、水質検査薬(バックテスト)のみ。塩素、アルコールは使い切るので廃棄物としては出ない。バックテストは産業廃棄物として廃棄。PHメーター、DOメーターの校正用液体などがまれ(1, 2か月に1回、10~20cc)に出る。現状は下水道に希釈して流している。炭化水素は木質ボイラーの補助燃料として灯油を使用。廃棄はない。その他炭化水素系廃棄物はない。</p>	適合	<p>観察事項： PHメーター、DOメーターの校正用液体の適切な廃棄方法について把握することが望ましい。</p>	
4.5.4	<p>指標：養殖事業で生じた化学薬品および炭化水素化合物の流出防止と対処に関する計画</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		<p>薬品は倉庫に保管しており、普段人が立ち入らない場所なので、誤って流出する可能性はほとんどない。灯油タンクは固定式であり、供給業者がローリーで直接給油する。現在はタンクの点検は行っていない。手順をを画面化することが望ましい。</p>	適合	<p>観察事項： 灯油タンクを定期的に点検することが望ましい。また手順を画面化することが望ましい。</p>	

4.5.5	<p>指標:陸上で網の洗浄をしている養殖場の場合、排水処理設備を有していることを示す証拠</p> <p>要件:必要</p> <p>適用範囲:すべて</p>		<p>網は使用していない。濾過装置のフィルターの洗浄水は下水道に流されるため、村の下水処理施設で処理されている。</p>	適合		
4.6.1	<p>指標:養殖場におけるエネルギー消費量ならびに海面における1生産サイクル相当のエネルギー使用量</p> <p>要件:初回監査に、過去2年間分について(KJ/魚重量(t)/生産サイクル)</p> <p>適用範囲:すべて</p>		<p>事業開始(2016年10月)から2018年3月までの電気、灯油、木材の使用量を把握し、KJを計算した。</p>	適合		
4.6.2	<p>指標:養殖場における温室効果ガス(GHG)排出量の記録と年間排出量の推定値</p> <p>要件:必要(初回監査時に2年間分)</p> <p>適用範囲:すべて</p>		<p>上記からCO2、メタン、一酸化二窒素排出量を計算した。</p>	適合		
4.6.3	<p>指標:前回の生産サイクルで使用した飼料のGHG排出量に関する資料</p> <p>要件:必要(初回監査時に2年間分)</p> <p>適用範囲:すべて</p>		<p>飼料会社Aが計算予定であるが、まだ示されていない。</p>	軽微な不適合	<p>飼料のGHG排出量に関する資料を提出すること。</p>	
4.6.4	<p>指標:単位生産量(kj/魚重量(トン))あたりのGHGを削減するための計画に関する書類</p> <p>要件:必要(初回監査時に2年間分)</p> <p>適用範囲:すべて</p>		<p>夏場の熱交換器使用停止、断熱対策、水銀灯の日中使用停止など、すでに取り組みを進めてきた。</p> <p>更なる削減計画として、事務所の大型エアコン(暖房、冷房)の使用時間削減を計画している。</p> <p>また、さらに削減できる余地がないか、岡山県の省エネサポート相談を利用する予定。</p>	適合		
<p>原則5: 養殖魚の健康と福祉の優先した管理、ならびに疾病の伝染リスクの最小化</p> <p>判定基準5.1 天然資源に対する病害虫の伝播</p>						
5.1.1	<p>指標:地域主体の管理制度(Area-Based Management:ABM)への公式な参加表明</p> <p>要件:当該制度がある場合、疾病ならびに処置に対する耐性管理についてのABMへの参加</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 養殖場のABMへの参加を示す記録ならびに制度の有効性に関する情報交換の記録を保持すること</p> <p>b. ABMが疾病および処置に対する耐性管理についてどのように調整しているかを記述した資料を認証機関に提出すること。例えば、活け込み、養殖休止、治療措置の調整や情報共有など。</p> <p>c. 監査員がABMが範囲、枠組みへの最小出席率、構成員、調整要件の定義に準拠しているかを評価するのに十分な資料を閲覧できるようにすること。</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>ABMは存在しない。該当しない。</p>	該当しない		

5.1.2	<p>指標：天然資源に対する害虫または寄生虫の潜在的な影響を測定するために、相互に合意された調査について、当該地域のNGO、研究者、行政機関と協働することの合意文書</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 天然個体群への影響評価の協働合意に関して、養殖場およびその子会社が外部関係者（NGO、研究者、行政機関）とのやりとりを示す記録の保持すること。記録には、支援と協働の要請、要請に対する回答が含まれていること</p> <p>b. 5.1.2aの調査活動の実施に際し、資金面以外での支援いづれかを行うこと - 研究者に養殖現場のデータを提供すること - 養殖場まで直接アクセスできるようにすること - 調査活動をサポートすること</p> <p>c. 養殖場およびその子会社が、調査計画への協力要請を断る際には、提案を断る正当性を書面にて記録すること</p> <p>d. 養殖場が5.1.2aの調査活動を支援していることを示すために、協力した調査の記録データを保持すること</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>現在資源回復の取り組みを大学の協力を得ながら進めている。エサの試験を大学から提案されて一緒に実施したことがある。病害虫の関係での研究協力要請はない。研究機関等からの研究協力要請を断った事例はない。</p>	適合		
判定基準5.2 化学物質と治療						
5.2.1	<p>指標：獣医学的に認められた養殖魚の魚病と寄生虫の確認とモニタリング、抑制に関する健康管理計画</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		<p>「ウナギ健康管理計画」を作成した。</p> <p>日常の確認、日常または兆候が見られた時の予防、発生が確認された時の対処方法 が記載されている。</p> <p>日常からよく観察をする。異変がある個体、死亡した個体を引き上げる。死んで一定時間たつと腐敗して組織が崩れたり、寄生虫が離脱してしまったりするので、確認できる状態であれば確認する。顕微鏡で確認し、魚病図鑑などを参照しながら原因を特定する。</p> <p>異変の状態から、どのような病気が概ね判別できるようになってきた。</p> <p>ウナギの加工場ができたので、加工時にも異変が見つければ加工担当者が養殖担当者に報告する。</p> <p>魚の種類によっては病気が出たら行政に報告の義務があるものがあるが、ウナギにはない。</p> <p>うなぎのしらす・クロコ、成鰻に対する病気をまとめている。</p> <p>薬剤、ワクチンを使用せず、塩水浴、特に状態が悪い個体は隔離をおこなう。現在ニホンウナギの水槽のみる過時に紫外線消毒も行っている。</p> <p>健康管理計画は獣医師または専門家にはまだ承認されていない。他の専門家を探す予定。</p>	適合		
5.2.2	<p>指標：養殖場が養殖魚の健康管理記録データベースを有していること</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		<p>水槽ごとの摂餌状態、水質状態、死亡尾数などを毎日日誌に記録している。</p>	適合		

5.2.3	<p>指標：地方行政の法律で禁止された治療措置、世界保健機関でヒト医薬品において非常に重要な抗生物質の使用</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. WHOのヒト医薬品における非常に重要な抗生物質の現在のバージョンを保持すること</p> <p>b. 魚類養殖において法律で使用が禁止された治療薬リストならびに魚類養殖において法律で使用が認可された治療薬リストを保持すること。</p> <p>c. 養殖場が現行の生産サイクルで、いずれかの魚に対してヒト医薬品における非常に重要な抗生物質または魚類養殖で禁止された治療薬を使用していた場合、監査実施に先立ち認証機関に通知すること</p> <p>d. 5.2.1cで使用が確認された場合、指標を順守している生産部分のみを認証するために、認証機関から5.2.1の要件に対する適用除外を申請すること。監査に先立ち、どの所有施設で処置し、養殖場がどのようにして収穫時および収穫後において処置し、個体を完全に追跡、分離したかなど治療の詳細を確かめるのに十分な記録を認証機関に提供すること。</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>WHOの「ヒト医薬品における非常に重要な抗生物質（バージョン5）」を保持している。</p> <p>また農林水産省発行「水産用医薬品の使用について（第30報）」を保持している。</p> <p>しかし抗生物質は全く使用していない。</p> <p>無投薬方針を掲げているので、今後も使用はしない方針である。これまで発生した病気には塩水浴で対応できている。</p>	適合		
5.2.4	<p>指標：化学的抗菌処理の予防的使用（プレバイオティクスまたはワクチン投与を除く）</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 現行および先の生産サイクルにおける化学的抗菌剤の全購入記録を保持すること</p> <p>b. 薬品治療に関する全事例の詳細な記録を保持すること（5.2.1aおよび5.2.3も参照）</p> <p>c. 現行および先の生産サイクル期間中に使用した化学的抗菌剤による処方回数および総用量を算出すること（5.2.9も参照）</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>抗生物質は全く使用しておらず、購入もしていない。</p>	適合		
5.2.5	<p>指標：以下の情報を含む書類。直近の生産サイクル期間中に使用されたすべての化学薬品と治療薬、使用量（生産された魚重量に対する投薬量を含む）、使用日、保管期間、処方された集団、病名、適切な投薬を示す証拠、現場で検出されたすべての魚病および寄生虫</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>		<p>抗生物質は使用しておらず、今後も使用しない。</p>	適合		
5.2.6	<p>指標：淡水、ホルマリン、過酸化水素水を除き、1ライフサイクルあたりで許容される抗駆虫薬処理回数</p> <p>要件：1回</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 魚類健康管理計画における養殖手順の中での種苗に対し処方してもよい抗駆虫薬を識別すること。使用するすべての抗駆虫薬製品について製品安全データシート（MSDS）を提出すること。淡水に限ってのみ、ホルマリンおよび過酸化水素水は許容されそのほかについては禁止である。</p> <p>b. すべての医薬品に関連する記録、獣医ならびに治療薬販売業者に関する記録を提示すること。処方箋や処置記録に加え、請求書、研究所での検査結果も含むこと</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>駆虫薬は使用しておらず、今後も使用しない。</p>	適合		

5.2.7	指標:直近の生産サイクルにおける抗生物質の処方回数 要件:3回以下 適用範囲:すべて		抗生物質は使用しておらず、今後も使用しない。	適合		
5.2.8	指標:死亡個体の除去と処分 要件:すべての死亡個体は責任ある手法で除去・処分が行われること 適用範囲:すべて		死亡個体は発見し次第除去し、バケツに一時保管し、その日中にコンポストで処理する。そのため外部環境に拡散することはない。	適合		
5.2.9	指標:死亡要因の分類 要件:全ての死亡が記録され分類されること 適用範囲:すべて		すべて検査しているわけではないが、死亡原因は推定を含め把握している。しかしこれまですべては記録していなかった。	軽微な不適合	全ての死亡原因を記録し分類すること。	
5.2.10	指標:1日あたりの死亡率が0.5%以上の場合、獣医師または指定された魚類の健康に関する専門家によって分析に送付されること 要件:必要 適用範囲:すべて		ニホンウナギではそのような事例がない。ピカーラは一度あったが、人為的なミスであり、病気ではないことが明確だったため、専門家による分析は行わなかった。	適合		
5.2.11	指標:養殖場独自の死亡削減プログラム(死亡率および原因不明の死亡率の年間削減目標値を含むこと) 要件:必要 適用範囲:すべて		「死亡削減プログラム」作成。病虫害発生時には塩水浴、水温調節で対応する。死亡個体は隔離する。ニホンウナギは初めての経験なので、日誌でのデータ記録を継続する。これまで大量死はないためまだ削減目標は設定していない。	適合	観察事項: 今後、データが蓄積され、死亡率及び原因不明の死亡率が把握できたら、それらの年間削減目標値を検討することが望ましい。	
判定基準5.3 育成環境への配慮						
5.3.1	指標:後述する手法で算出した養殖場の溶存酸素(DO)の週平均% 要件:飽和度が70%より大きい 適用範囲:すべて	a. 補正済みのDOメーターまたは同等の手法を用いて、1日2回以上溶存酸素飽和度(%)を測定し記録すること。初回監査時は、養殖場は6か月以上の記録がなければならない。毎週モニタリング欠かさずモニタリングを行うことは危険性を伴うこともあり、現実的かつ賢明な解決策があることをASCは認識している。例えば悪天候時など、どんなことがあっても労働者の安全を軽視してはならない。 b. 測定の欠損または測定時間の変更がある場合、その理由を記述し提示すること c. データに基づき週平均飽和度(%)を算出する d. 週平均DO値が70%を下回る場合、あるいはその水準に近づいている場合、参照地でDOを測定・記録し、養殖場の水準と比較すること(ガイド参照) e. DOの測定と補正作業を監査員に視察してもらうよう調整すること f. その他。具体的に記入	DOは1日1回、長田氏が測定している。摂餌時に活動してDOが一時的に下がるため、エサをやる前の時間に測定している。これまで測定できなかった時には理由を記載していなかった。今後は他の人でも測定できるようにし、測定できない日をなくすよう努める。ニホンウナギのシラス水槽での週平均飽和度はこれまで76.58%だった。	軽微な不適合	測定の欠損または測定時間の変更がある場合、その理由を記録すること。	

5.3.2	<p>指標：5.3.1に関し、1週間のサンプルのうち、DO飽和度が70%未満となった割合の最大値</p> <p>要件：5%未満</p> <p>適用範囲：すべて。ただし、養殖場におけるDO測定値が参照地のそれと一致していることを示すことができる場合、70%より大きな飽和度を確保できない養殖場に対し適用除外が承諾される</p>	<p>a. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となった試料の割合を算出する</p> <p>b. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となったDO測定の割合が5%より大きい場合、認証機関に連絡を行うこと</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	DO飽和度が70%未満となった時はなかった。	適合		
注：以下原則6、原則7については、今回のパイロット審査では従業員や地域住民など利害関係者へのインタビューは実施しなかったため、書類及び管理者へのインタビューに基づく判断となっている。						
原則6：責任ある労働環境をもった養殖場の運営 判定基準6.1 児童労働と若年労働者						
6.1.1	<p>指標：児童労働の件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. ほとんどの国では、雇用の最低年齢は15歳としてある。例外的事例は2つある。 ・発展途上国において、雇用最低年齢が14歳[30]と法的に定められている場合、または ・法的な雇用最低年齢が16歳以上と定められ、かつその国の規制に従わなければならない場合 法的な最低雇用年齢が15歳ではない国で、養殖場が操業を行う場合、養殖場はその事実を示す書類を保持すること</p> <p>b. 正規雇用の年俸は15歳以上であること(6.1.1aに記載した国を除く)</p> <p>c. 雇用者は要件に対する適合性を十分に示す人事記録を保持すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>日本では雇用の最低年齢について、労働基準法第五十六条で、「使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない」と定められている。</p> <p>就業規則第6条で、労働基準法で定義する労働者を雇用すると定めているため、児童労働は行わないことが規定されている。</p> <p>現在は20歳以下の従業員はいない。 社員、パートの名簿で確認できる。 従業員ひとりひとりの履歴書等が保管されている。マイナンバー提出が義務付けられており、それを確認できる公的書類(免許証、住民票等)を合わせて提出してもらうため、公的書類で年齢が確認されている。</p>	適合		
6.1.2	<p>指標：若年労働者の保護されている割合</p> <p>要件：100%.</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 若年労働者は企業方針と研修プログラムで正しく身元確認でき、すべての若年労働者は職務記述書の対象であること</p> <p>b. すべての若年労働者(15歳以上18歳未満)は身元確認ができ、その年齢は身分保証書のコピーで確認できること</p> <p>c. 日修行時間の記録(タイムカードなど)の利用は、すべての若年労働者が対象となること</p> <p>d. 若年労働者の場合、一日の移動時間、労働時間、就学時間の合計が10時間を超えてはならない</p> <p>e. 若年労働者は危険な現場での作業もしくは危険作業に従事させてはならない。悪天候時の浮体式生け簀での作業は危険作業とみなされる</p> <p>f. その他。具体的に記入</p>	現在は15歳以上18歳未満の若年労働者はいない。村内に高校、大学がないため、今後も若年労働者をアルバイト等として雇う可能性はほとんどない。	適合		

判定基準6.2 強制・拘束・奴隷労働						
6.2.1	<p>指標：雇用者が雇用完了時に雇用者の給与、財産、便益の一部を差し引いた件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 労働者は退職する自由、職場を離れる自由があること、そして雇用者の給与、財産、便益の一部の控除の対象となっていないこと、または通常の法律または契約にあること以外の義務を雇用者に対して負っていないことを示すこと</p> <p>b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>就業規則第67条「退職」、第69条「退職及び解雇時の手続」に退職の条件や手続きが定められている。 自発的な退職を妨げる規定はない。</p>	適合		
6.2.2	<p>指標：被雇用者が雇用開始時に身元証明書の原本を引き渡すよう要求された件数(ただし、法的書類処理のための要求は除く)</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 法的な書類処理が必要な場合を除き、労働者が身元証明書の原本を引き渡すよう要求されていないことを示すこと</p> <p>b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>免許証など、身元証明書の原本は保持していない。</p> <p>第16条「採用決定時の提出書類」に提出書類を規定している。個人番号カード、通知カード、運転免許証、パスポートなどの写しを提出することを規定している。原本の提出は規定されていない。</p>	適合		
判定基準6.3 職場環境における差別						
6.3.1	<p>指標：現場における包括的で率先した反差別の方針、手続き、実践を示す書類。職場において性別、年齢、人種、宗教、信念、カースト、性的志向に関係なく、すべての仕事に就ける権利についても言及すること</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件によって、雇用、報酬、研修の機会、昇進、解雇および退職に関して差別を行わないことを記した率先的な反差別の書面による方針を提示すること</p> <p>b. 雇用者は差別の苦情に対し、その発生経緯、提起、そしてその対応を記した明解かつ透明性のある手続きを提示すること</p> <p>c. 雇用者は同一労働同一賃金の原則、職業機会、昇進および昇給の均等の原則を積極的に尊重していることを示すこと</p> <p>d. すべての管理監督者は多様性および差別禁止に多様性の率先した寛容さに関する研修を受けたことを示すこと。全職員が差別禁止に関する研修を受けている。効果があることが証明できる場合、外部研修、内部研修のどちらでも良い</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>労働環境に関するガイドライン(平成30年5月作成)に「1. 反差別方針」を掲げている。</p> <p>就業規則第123条「相談窓口」 現在は総務・人事部門の担当役員2名が窓口となっている。平成30年5月15日に社員全員にメールで周知した。 これまで差別の苦情が出された事例はない。 社内で苦情が提出しにくい場合のために、外部の公的な相談窓口も決めておくことが望ましい。</p> <p>賃金規定で、賃金の算定基準が明確となっている。社員は半年ごとに評価を行う。契約社員は1年契約。</p> <p>管理職に対する差別禁止の研修はまだ実施していない。</p>	軽微な不適合	<p>観察事項： 社員が苦情について相談できる外部の公的な相談窓口も決めておくことが望ましい。</p> <p>軽微な条件： 管理職に対し差別禁止の研修を実施すること。</p>	
6.3.2	<p>指標：確認された差別の発生件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は差別に関する苦情の全記録を保持すること。これらの記録は人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件に対する差別の証拠とはならない</p> <p>b. 教義や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、ニーズに合わせるといった企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇用者へのヒアリングや被雇用者の供述を使用しても良い</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>差別が報告された事例はない。</p>	適合		

6.3.3	<p>指標：全の労働者はその性別、年齢、人種、宗教、信念、カースト、性的志向に関わらず、支払、便益、昇進の機会が均等であること</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 反差別方針に、種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に依らない支払、便益、昇進の機会の均等を含めること</p> <p>b. 教義や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇員へのヒアリングや被雇員者の供述を使用しても良い</p> <p>c. その他、具体的に記入</p>	<p>労働環境に関するガイドライン(平成30年5月作成)に「1. 反差別方針」を掲げている。いかなる場合も差別をしないことが謳われている。</p>	適合		
6.3.4	<p>指標：配偶者の有無や妊娠理由に、雇員者が被雇員者を解雇したり、妊娠、出産休暇の法的権利を拒否した件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 人事記録および被雇員者ファイルを確認し、解雇または育児休暇に関連する被雇員者の法的権利の拒否に関する根拠を確認する</p> <p>b. 現場監査の際に、解雇や育児休暇に関する会社の対応に関する根拠について、被雇員者にヒアリングを行う</p> <p>c. その他、具体的に記入</p>	<p>就業規則第45条「産前産後の休暇」：出産前6週間、出産後8週間は休暇をとることができる。</p> <p>育児・介護休業等に関する規定：1歳、また特別な場合は1歳6か月まで育児休暇をとることができる。介護休業は通算93日までとることができる。</p> <p>現在は対象者はいないが、昨年から今年にかけて育児休暇を取得した社員の実績があった。</p>	適合		
判定基準6.4 労働環境の健全性と安全						
6.4.1	<p>指標：健康と安全な業務、そのための手続きおよび業務に関連した方針について研修を受けた労働者、従業員の割合</p> <p>要件：従業員6人以上で100%</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇員者は、職場に潜む危険性から被雇員者を守り、事故やケガのリスクを最小化するため、作業と手順(緊急時マニュアルも含める)、方針を書面化し保持すること。情報は被雇員者に公開されること</p> <p>b. 被雇員者は緊急対応マニュアルについて理解していること</p> <p>c. 雇員者はすべての被雇員者に対して定期的に(年1回、新規雇用については直後に)健康と安全に関する研修を実施すること。潜在的危険性、リスクの最小化、労働安全と衛生、保護具の適切な使用について含むこと</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>養殖場リスクアセスメント：すべての作業種をリスト化し、養殖場のスタッフに聞き取りを行い、各作業のリスクを洗い出した。その結果、リスクが高い作業として濾過槽大掃除、排水処理槽への塩素投入、燃料(木材)調達時の運搬があげられたので、それぞれについての作業手順書を作成した。</p> <p>濾過槽大掃除：階段の上り下り時に足を滑らせて転落することがリスクと考えられるため、階段には滑り止めを設置し、なるべく上り下りをせずに済む手順とした。</p> <p>塩素投入：万が一塩素が目に入ると失明の恐れがあるため、ゴーグルを着用している。旧体育館の軒下であり、天井が低く頭を打つ可能性があるが、現状対策が取られていない。</p> <p>燃料(木材)の運搬：森の学校で出る端材をキャスト付コンテナに集積してもらい、軽トラックで運搬し、ボイラー付近までキャストで移動する。荷崩れを起こしたり、コンテナが坂道で自然に滑走し人や物に衝突しないよう、運搬の各工程で注意すべき点と対策手順を作成した。</p> <p>養殖場内は夏場でも熱中症となるような温度ではなく、また長時間の一人作業もない。</p> <p>緊急時対応マニュアル：病院や消防署など緊急時の連絡先、および救急箱の設置を明記した。セコムの停電・火災報知器の使用法、異常検知時の作動について文書化した。停電時の対応マニュアルを作成した。停電復旧まで小型発電機で対応する。</p> <p>養殖場内で日常的に作業に従事する従業員は3人、またたまに作業を行う従業員は1人である。これまで安全に関する研修を実施したことはない。必要事項は現場メンバーでの朝礼で伝達している。また新入社員には最初に説明している。</p> <p>労働安全衛生法で定められている会社としての安全衛生推進者は決められていない。</p>	軽微な不適合	<p>観察事項： 排水処理槽での作業時に天井に頭を打つリスクに対し対策をたてることが望ましい。</p> <p>観察事項： 従業員に対し、年1回程度定期的に安全研修を実施することが望ましい。</p> <p>軽微な不適合： 労働安全衛生法に基づき、会社全体の安全衛生推進者を任命すること。</p>	

6.4.2	<p>指標: 安全のための器具(防具)が支給され、手入れされ、そして使用されていること</p> <p>要件: 必要。</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は予想される健康と安全に関する危険に対処するための保護具を労働者に支給すること</p> <p>b. 被雇用者は保護具の適切な使用に関し毎年研修を受けること。事前に初期研修に参加した労働者については、新しい保護具が支給されるまでは年間更新講習は十分なこともあり得る</p> <p>c. 上記の確認のため、被雇用者はインタビューを受けること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>排水処理槽への塩素使用時に会社に準備してあるゴーグルを着用する。作業手順書に記載している。それ以外には現在安全装備が必要とされる作業はない。</p>	適合		
6.4.3	<p>指標: すべての健康上、安全上に関わる事故と違反は記録され、必要に応じて対策を講じること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は健康と安全に関わる事故を記録すること</p> <p>b. 雇用者は業務上の健康と安全に関する違反行為すべてとその調査記録を保持すること</p> <p>c. 雇用者は何らかの事故発生についても、是正措置計画を実行すること。計画は書面化し、根本原因の分析、根本原因に対する措置、是正措置、同様の事故の発生を防ぐ措置を含むこと</p> <p>d. 事故や安全と健康に関する事件が発生したことで、どのような分析がなされそしてどのような手順が踏まれ、実行されたかを確かめるために、被雇用者にインタビューを行う</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>これまで通院が必要となったような安全、健康面での事故は起きていない。労災報告書の様式を定めている。</p> <p>健康診断は年1回受診している。</p>	適合		
6.4.4	<p>指標: 国の法律によって保証されない場合、雇用者の責任において、いかなる事故やケガに対する被雇用者の費用負担を100%保証する証拠を提示すること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は全職員に業務上の事故または傷害に関する費用を補償する十分な保険を提供していることを示す書類を保持すること(国内法で補償されていない場合)。パートタイマー、季節労働者、外国人労働者に対しても同等の保証内容であること。事故費用を補償する雇用者の責任を記した契約書は保険についての有効な証拠となりうる</p> <p>b. その他。具体的に記入</p>	<p>従業員の業務上の障害に伴う検査、治療等に係る費用には労災が適用される。契約社員、パートもカバーされる。委託業者もそれぞれで労災に加入している。労災が適用されない役員については別途保険に加入している。そのほかの任意保険については現在は加入していない。</p>	適合		

判定基準6.5 賃金

<p>6.5.1</p>	<p>指標：基本賃金(残業代とボーナスを含まない)が最低賃金を下回る労働者の割合 要件：0% 適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は事業を行っている国における法定最低賃金を示す書類を保持すること。その国において最低賃金に関する規定が無い場合、雇用者は業界標準の最低賃金を示す書類を保持すること。本指標の目的は、最も弱い立場の労働者を保護するものであり、その他のスタッフ、例えば物品で給与が支払われるような管理者については、この指標の意図する「労働者」ではない。 b. 労働者の標準作業時間(48時間以内)における賃金が法的な最低賃金と一致もしくはそれ以上を維持していることを雇用者の記録から確認できること。法定最低賃金が規定されていない場合、現行の賃金が業界の標準に適合またはそれ以上であることが記録から分かるようにしなければならない。賃金が単価もしくは出来高支払の場合、労働者が法定最低賃金以上を(通常の労働時間範囲内で)無理のない範囲で得ているかを示す記録を示すこと c. 証拠書類(給与支払い、勤務表、パンチカード、生産記録、実益記録など)を保持し、上記を確認するため、労働者がヒアリングをうける d. その他。具体的に記入</p>	<p>岡山県労働局のホームページで常時確認ができる。岡山県の最低賃金は現在781円(平成29年10月1日改定)である。現在、パートの賃金は時給900円であり、最低賃金以上である。また他の社員の給与はこれ以上である。給与台帳に給与支払いが記録されている。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.5.2</p>	<p>指標：本基準の採用5年後に、基本賃金が生活給を下回っている労働者の割合 要件：0% 適用範囲：すべて</p>	<p>a. 監査員は生活給を計算し、養殖場の計算値と比較し、それが正しいことを確認する b. すべての養殖場労働者は生活給(残業代とボーナスを除いて)以上を支給されている証拠を提示すること c. 事業を行っている国の生活給を提示すること。監査チームは計算と最終の数字が正しいことを確認する d. その他。具体的に記入</p>	<p>日本では最低賃金が生活賃金にあたると思われる。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.5.3</p>	<p>指標：賃金の決定と支払の透明性を示す書類すべての労働法および条例を順守していることを示す書類 要件：必要 適用範囲：すべて</p>	<p>a. 賃金と便益は労働者に明示され、契約書に記載していること b. 賃金の設定法は明示されかつ労働者に理解されていること c. 雇用者は賃金および便益を労働者にとって便利な形態で支払うこと(現金、小切手、電子決済など)。労働者が支払いを受けるためにわざわざ出向く必要がなくてはなく、また、約束手形、クーポンや商品を代用品として受け取るようなことがあってはならない d. 基準の要件と一致しているかを確かめるために労働者にヒアリングを行う e. その他。具体的に記入</p>	<p>雇用契約書に最初の基本給が明示される。給与改定時には雇用契約書を出し直している。 賃金規定で、賃金の算定基準が明確となっている。 給与の支払いは銀行振り込みである。</p>	<p>適合</p>		

判定基準6.6 結社の自由と団体交渉の権利						
6.6.1	<p>指標：従業員は労働組合または労働者組織に加入でき、そして団体交渉とともに、組織を設立することができ、その代表者の選出は経営者の干渉を受けずに代表者を選出することができる</p> <p>要件：100%。</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. すべての労働者は労働組合または正当な労働者組織に加入することができること、雇用者や雇用者が設立または支援する競合組織の干渉を受けないことを示すこと。養殖場は内部規定がこれらの基準に完全に一致することを監査員に示す書類作成を行ってもよい</p> <p>b. 労働者は自ら団体交渉を行ったり参加したりすることが許容されていることを示すこと</p> <p>c. 労働者のヒアリングの際、6.6.1の要件に適合するか、会社の経営者や代理人の干渉を受けずに、選出された労働者の代表と自由にコンタクトがとれるかを確認する</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>労働組合はない。</p> <p>労働環境に関するガイドライン「2. 結社の自由」に団結権、団体交渉権を保証する旨が明記されている。</p>	適合		
6.6.2	<p>指標：組合もしくは労働者組織のメンバーが差別された件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 労働者および労働者の代表のヒアリングの際、組合もしくは労働者組織のメンバーが経営者から差別を受けた事案があるかを確認する</p> <p>b. 養殖場が基準の要件に適合しているかを確認するために、組合または労働者組織に加入していることで受けた差別の発生事案に関し経営者に確認を行う</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	労働組合はない。	該当しない		
判定基準6.7 一時的または恒常的な身体的・精神的な傷害となりうる職場環境におけるハラスメントと懲戒行為						
6.7.1	<p>指標：過剰もしくは虐待的な懲戒行為の件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は労働者の心身もしくは尊厳に悪影響を及ぼす脅迫的、屈辱的または懲罰的な行為を用いていないことを確認する</p> <p>b. 体罰、精神的懲罰、肉体的制裁もしくは暴言に関する申し立ては会社の手続きで完全に記載され、監査員はこれを確認することができる</p> <p>c. 現地監査の際、労働者は過度なあるいは虐待的な懲戒処分があったかを確認するために労働者にヒアリングを行う</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>脅迫的、懲罰的、屈辱的懲戒行為は確認されていない。</p> <p>就業規則第123条「相談窓口」 現在は総務・人事部門の担当役員2名が窓口となっている。平成30年5月15日に社員全員にメールで周知した。 これまで苦情が出された事例はない。</p>	適合	観察事項について6.3.1参照。	
6.7.2	<p>指標：明解かつ公平で透明性のある懲戒手続きおよび従業員との対話を示す書類の提示</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は労働者の向上を目的であることを明記した懲戒行為の方針を文書で作成すること</p> <p>b. 懲戒行為の発生と結末（労働者の評価報告書など）に関する監査証拠を文書で保持すること。現地監査の際、適合の度合いと懲戒行為方針が公平で実効的であることを確認するため、労働者にヒアリングを行ってもよい</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>就業規則6章「制裁」： 譴責、減給、出勤停止、解任降職・降格、昇給停止、論旨解雇、懲戒解雇などの懲戒手続きが定められている。またその事由も第90条「制裁の事由」に規定している。事由の程度に応じ懲戒内容が定められているが、軽微な懲戒と重大な懲戒の事由に一部重複が見られ、違いが明確でなかった。</p>	適合	観察事項： 軽微な懲戒と重大な懲戒の事由に一部重複が見られるため、より明確にすることが望ましい。	
6.7.3	<p>指標：ハラスメント行為は記録され、対応策がとられたことを示す証拠</p> <p>要件：100%。</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は労働者のハラスメントに対する方針を設定していること。労使間または労働者間でハラスメントが発生した場合の手順を方針に含めること。手続きは書面化され、詳細、対応策、結論、必要な是正措置を記録する</p> <p>b. 現地監査の際、適合性を確認するため、ハラスメント行為とその結末の事例とともに、ハラスメント、方針、手続きに関して労働者にヒアリングを行う</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>労働環境に関するガイドライン「3. ハラスメント対応方針」： ハラスメントの禁止、問題発生時の問題解決手順が作られている。</p> <p>自然資本事業部では、毎週金曜日の週次ミーティングで、部長に相談できる時間がある。また代表取締役との面談の不定期の機会が設けられており、これまで2回実施された（1年に1回以上のペース）。</p> <p>ハラスメントの事例は確認されていない。</p>	適合		

判定基準6.8 労働時間と残業					
6.8.1	<p>指標：勤務時間と残業に関する法律の違反および乱用</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は養殖事業を行っている地域の労働時間と残業に関する法的要件を示す書類を保持すること。地域条例により国際的に認定された勧告(週の労働48時間、残業12時間)が認められている場合、国際標準の要件が適用される</p> <p>b. 無作為に(監査員が)抽出した記録の確認。タイムカード、給与支払簿により養殖場の労働者が法律で認められた労働時間を超えていないことが分かること</p> <p>c. 雇用者が被雇用者に対し養殖場での労働シフト(10日間従事、6日間休暇など)を求める場合、雇用者は月内に同等の休憩時間を保証しかつ被雇用者がそのスケジュールに合意したことを示す書類(例：雇用契約書中)が存在する</p> <p>d. 労働時間と残業に関する法律の乱用がないかを確かめるために、養殖場労働者にインタビューを行ってもよい</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>労働時間は労働基準法で定められている。条文を保持している。</p> <p>雇用契約書に労働時間と休憩時間、休暇(就労日、始業時間、終業時間、休憩時間、時間外労働、休日、休暇)を記載している。</p> <p>就業規則第31条「労働時間」：始業8時、終業17時の1日8時間、週40時間勤務であることが規定されている。</p> <p>毎日各自が勤怠簿をつけ、月々で管理者に提出している。残業時間も記録される。(実際の勤怠簿の内容までは今回は確認しなかった。)</p> <p>季節による労働シフトはない。</p>	適合	
6.8.2	<p>指標：残業には限度があり、自由意志[47]に基づき、割増賃金が支払われ、例外的な事情に限定される</p> <p>要件：要順守</p> <p>適用範囲：適用除外以外はすべて</p>	<p>a. 労働者は残業の割増分が支払われていることが支払記録(支払通知)に示されている</p> <p>b. 残業は例外的な事情に限定され、それは養殖場の記録(生産記録、タイムカード、その他の勤務記録など)によって証明される</p> <p>c. すべての残業は、義務的な残業を特別に認めた団体交渉による合意がある場合を除き、自由意志に基づくものであることを確かめるために労働者にインタビューを行ってもよい</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>勤怠管理簿をもとに残業代が計算される。月間20時間までの固定残業代性をとっており、20時間を超えた分は実際の時間に応じた残業代が支払われる。残業代の割増賃金は1.25倍である。</p> <p>20時間までは残業の申請はなく、記録のみなされる。20時間を超える分からは申請が必要となる。また深夜残業は別途記録する様式となっている。</p> <p>残業理由は20時間以内は確認・記録していない。</p> <p>会社が強要する残業はない。各自の判断に基づく。</p> <p>休日出勤の場合は、事前に振り替え休日の申請をする、または残業時間に含める。残業時間に含めた場合、法定休日の割増賃金は1.35倍なので、1.25を超える分は別途会社から支払われている。</p>	軽微な不適合	月間の残業時間が20時間以下であっても、残業理由を記録すること。
判定基準6.9 契約またはその他書面による雇用合意					
6.9.1	<p>指標：契約または書面による雇用合意を交わしている労働者の割合</p> <p>要件：100%.</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者はすべての被雇用者との契約記録を保持していること</p> <p>b. 労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関しての実例がないこと</p> <p>c. 上記のことを確認するために労働者にヒアリングを受けるよう進言すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>雇用契約書がある。パート含め従業員全員が会社と交わしている。</p> <p>労働のみの請負関係や不正な見習い労働制度はない。</p>	適合	

6.9.2	<p>指標：養殖場で作業を行う際の業者と請負人とのソーシャル・コンプライアンス(社会的責任に関する規範の順守)方針を示す書類</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 養殖場は品物やサービスを提供するすべての会社(ダイバー、清掃、保守管理など)と契約書を結ぶことを保証する方針を持っていること</p> <p>b. 生産会社はサプライヤーや請負人を評価する基準を持っていること。会社は認可したサプライヤーと請負人のリストを保持すること</p> <p>c. 生産会社は、6.7.2の順守に関するサプライヤーおよび請負人との連絡記録を保持すること</p> <p>d. 現場のすべての労働者(間接的な被雇用者も含む)は原則6の要件によって保護され、監査員は記録や視察、労働者へのヒアリングを通じて順守状況を評価を行う</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>NPO法人じゅ〜くと業務委託契約を結んでいる。仕入先や請負会社の社会的責任の雇用方針までは確認していない。取引先一覧は会社の記録からいつでも作成可能である。</p> <p>労働環境に関するガイドラインに、4.養殖場サプライヤーの評価基準 を記載している。具体的チェック方法は未定である。</p>	軽微な不適合	仕入先や請負会社の社会的責任の雇用方針を確認すること。また評価基準を確認する方法を作成すること。	
判定基準6.10 トラブルの解決						
6.10.1	<p>指標：労働者が実効的かつ構成で秘密が保持された苦情処理制度を利用できることを示す書類</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は、機密を保持し、労働者の苦情の開示、処理、解決のための明確な労働紛争の解決方針を定め、書面化した手続きで裏付けされている</p> <p>b. 労働者は会社の労働紛争の解決方針とその手続きを知っている。労働者が公平な紛争解決を利用できる証拠があること</p> <p>c. 証拠書類(苦情、関連する書類一式、確認会合の議事録など)を保持する。適合性を確かめるために、現地監査の際に労働者にヒアリングを行ってもよい</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>従業員からの苦情はこれまで出されていない。苦情申し立ての窓口が設定された。6.3.1参照。</p> <p>ハラスメント発生時の問題解決手順はあるが、従業員の一般的な苦情解決手順はない。</p>	軽微な不適合	従業員の苦情を解決するための手順を作成すること。	
6.10.2	<p>指標：扱った苦情が90日以内に対処される割合</p> <p>要件：100%</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者はすべての提起された不平と苦情、労働紛争すべての記録を保持すること</p> <p>b. 雇用者は対処した苦情に対する手続き上の要件(是正措置も含む)とスケジュールに従い、経過と結末の記録書類を保持すること</p> <p>c. 苦情の取り扱い手順と90日以内に対処されたかに関し適合性を確かめるために労働者にインタビューを行う</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	これまで苦情はないので事例はない。	該当しない		
判定基準6.11 養殖場に宿泊する労働者の生活条件						
6.11.1	<p>指標：養殖場に居住する労働者は清潔、衛生的、安全で、適切な生活環境を有していること。</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 携帯可能で安全な飲料水を労働者が常に利用できる証拠を提示すること</p> <p>b. 十分な衛生設備を労働者が利用できる証拠を提示すること</p> <p>c. 嵐やその他の生活を脅かす自然現象のような条件に十分耐えうる安心安全で良質の宿泊施設が用意されている証拠を提示すること</p> <p>d. 労働者(およびその家族)のニーズに合う、また現場に宿泊する場合労働者の性別にも配慮した宿泊施設が提供されている証拠を提示すること</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	宿泊する労働者はいない。	該当しない		

6.11.2	<p>指標：洗面所とトイレは男女別であること。ただし従業員数が10人未満である場合や、結婚した男女が共に宿泊する場合は例外とする</p> <p>要件：必要。</p> <p>適用範囲：容認された例外を除くすべての養殖場、宿泊施設および職場</p>	<p>a. 男女別の適切な衛生およびトイレ施設が利用可能であること。結婚した男女が共に宿泊する場合や、従業員が10人未満の場合は例外となりうる</p> <p>b. その他。具体的に記入</p>	<p>宿泊する労働者はいない。</p>	<p>該当しない</p>		
<p>原則7：地域の一員として良識的活発であること 判定基準7.1 地域社会との取り組みおよび実効的な苦情処理</p>						
7.1.1	<p>指標：地域社会の代表や組織と、定期的で有意義な協議を開催もしくは参加していることを示す書類</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 養殖場は少なくとも年2回、地域住民との会合を率先して手配している</p> <p>b. 会合は有意義であること。オプション：養殖場は参加型社会影響評価(p-SIA)または会合と同等の手法を選択することもできる</p> <p>c. 会合は議題への貢献を依頼できる地域住民の代表が参加していること</p> <p>d. 会合では、薬品投与によるヒトの潜在的な健康リスクについての意見交換または議論を行うこと。養殖場が監督責任をもつトラブルを解決することを目的としており、ヒアリングは地域社会にとって適切な言語で行われること。「Theraputant/治療薬」のような専門用語使ってはならない</p> <p>e. 会合が上記に適合していることを示す記録、証拠書類(会議議題、議事録、報告書など)を保持すること</p> <p>f. 上記のことを確認するため、地域住民と団体の代表にヒアリングを受けるよう進言すること</p> <p>g. その他。具体的に記入</p>	<p>吉野川漁協の組合となり、漁協とも頻繁にやり取りをしており、2017年10月以降6回会って話をしている。施設全体の指定管理者、ふるさと納税の管理も請け負っているため、西粟倉村役場とも頻繁に意見交換をしている。イベント出展や広報に積極的に取り組んでいる。花火大会、フェスタ、村の広報、あわくら大学や老人会による見学受け入れ、地区イベントや西粟倉温泉祭りでの出展、幼稚園や小中学校の「ふるさと元気給食」にウナギを提供しウナギのお話 など。「小さな自然再生」(日本河川・流域ネットワーク)現地研修会を2017年12月に開催した。薬品は使用していないため薬品リスクについての話は必要ない。これまで地域住民からの苦情、要望はない。</p>	<p>適合</p>		
7.1.2	<p>指標：地域社会の利害関係者や団体からの苦情に対し、解決に向けた実効性のある方針や仕組みがあることを示す証拠</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 関係者、地域住民、団体が提出した苦情の提示、処理、解決の仕組みを養殖場の方針に記すこと</p> <p>b. 養殖場はその方針に基づき苦情処理を行い、それは書類(関係者との事後のやりとり、是正措置を記述した関係者への報告書など)によって裏付けされること</p> <p>c. 関係者の苦情に対する決定事項に基づき、養殖場の苦情処理の仕組みは実効的であること(関係者との事後のやりとりなど)</p> <p>d. 上記のことを確認するために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めヒアリングを受けるよう進言すること</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>「苦情・要望対応手順」を作成した。これまで地域住民からの苦情、要望はない。</p>	<p>適合</p>		

判定基準7.2 地域の文化や伝統的利用領域の尊重					
7.2.1	<p>指標: 計画の設計と実行に際して、地域グループの意見を徴収する</p> <p>要件: 年2回以上、もしくは関連する地域・国の法規則の要件に従う</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 管轄の法律で要求がある場合、プロセスが7.2.1bに準拠していることを示すために、養殖場は地域団体または先住民族と会合をもち、証拠書類(会議事録、要旨など)を保持すること</p> <p>b. 養殖場管理者は、先住民族との会合に関する地方や国の法律、条例を理解していることを示すこと</p> <p>c. 計画段階および実行段階で、上記の地域団体との会合ならびに協定を確かめるために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めインタビューを行ってもよい</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	先住民がいなかったため該当しない。伝統的な知識の利用もない。	該当しない	
判定基準7.3 資源の利用					
7.3.1	<p>指標: 地域社会にとって重要な資源の利用制限を地域社会の承認なしに変更すること</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 地域社会にとって極めて重大である資源について書面化され、かつ養殖場が把握していること(指標7.3.2が求める評価プロセスを通じて)</p> <p>b. 養殖場は極めて重大な地域社会の資源利用を制限する変更を加える前に、地域社会の承認を得ること。承認は書面化されること</p> <p>c. 養殖場が地域社会の承認以前に重大な資源への利用を制限したかに関する証拠を得るために、地域社会の代表にインタビューを行ってもよい</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	地域社会にとって極めて重大な資源はない。	該当しない	
7.3.2	<p>指標: 資源の利用に対し会社が与える影響の評価</p> <p>要件: 年1回以上</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 資源の利用に対する養殖場の影響を評価した書類があること。7.2.1の地域社会との会合の場を通じて完成していること</p> <p>b. 7.3.2aで提示された証拠の正確性を一般的に確認するために地域社会の代表にインタビューを行ってもよい</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	養殖場は小学校の廃校を利用しており、養殖場が使う資源としては地下水程度である。そのため、地域の資源利用に養殖場が影響を与える可能性はない。	適合	

指摘事項の一覧

番号	指標	不適合/観察事項の種類	審査の証拠	不適合/観察事項の内容	状態	是正内容	是正日
2018.1	2.5.4	観察事項	現在は井戸の深さや地下水位については調査していない。使用許可の範囲内で地下水を使用しているため問題はないと考えられるが、問題がないことを確認できる方法を検討することが望ましい。	現在の井戸水使用量が地下水位に影響を与えていないことを確かめる方法を検討することが望ましい。	継続		
2018.2	2.6.1	軽微な不適合	環境中に排出されるリンは排水を通してのみである。排水の水質調査と排水量モニタリングがなされているため、排出されるリンの量は計算が可能である。排水も処理されてから排出されているため、実際に排出されるリンの量は非常に少ない。	環境中に排出されるリンの量を計算すること。	解除	排水の水質調査結果と排水量から、リンの排出量が計算された。計算結果を確認した。生産1トン当たりのリン排出量は、3.5kg/トンという結果になった。	2018年7月24日
2018.3	2.6.2	軽微な不適合	排水中のDOはまだ測定していない。自然河川に放出される直前時点でのDOの測定を行う予定。排水は1日6～8トン(1分当たり4～5.5ℓ程度)が常時排出されている程度で河川の水量と比べるとごく少ないので、河川水質に与える影響はほとんどないと考えられる。	排水中の酸素飽和度を測定すること。	継続		
2018.4	2.6.3	軽微な不適合	排水位置の上下流の大型底生動物調査はまだ行っていない。	排水位置の上流、下流の地点で大型底生動物調査を実施すること。	継続		
2018.5	2.6.4	観察事項	濾過槽に沈殿する污泥は、掃除の際に回収し、敷地内の畑の肥料として利用している。処理方法は文書化されていない。	濾過槽の污泥の処理手順を文書化することが望ましい。	継続		
2018.6	2.6.5	観察事項	平成29年3月20日に専門検査機関に委託し排水の水質検査を実施した。今後、自主的な簡易方法でもいいので、年1回程度モニタリングを継続することが望ましい。	排水の水質検査を定期的に実施することが望ましい。	継続		
2018.7	3.3.1	観察事項	閉鎖型養殖施設なので脱走はまず考えられないが、あえてリスクを挙げれば、水槽の排水口のプラスチック網または金網が破れて排水口から逃げ出す場合が考えられる。その場合、濾過設備の濾過物質(現在は樹皮)に捉えられる。また濾過設備にも蓋がしてあるので、濾過設備上部から逃げる可能性もほとんどゼロである。プラスチック網は高密度ポリエチレンで耐久性に優れ、壊れる可能性は低い。したがって脱出が起こる可能性は、天変地異などで施設が壊れない限り、ほとんどゼロである。	より確実にするためには、排水口のプラスチック網や金網の定期的な確認、交換の頻度を決め、文書化することが望ましい。	継続		

2018.8	3.4.1	重大な不適合	<p>現状、ニホンウナギの資源管理ができていないため、この基準は現段階では重大な不適合となる。今後計画している放流試験などの結果が出てきた時点で再度評価する。</p> <p>下りウナギは大雨時に海に流れ出すので、網が張れず(様々なものが網にかかるため)、親ウナギの資源量が把握できていない。これまで日本では調査事例がない。ヨーロッパでは下りウナギの調査ができています。漁獲量に基づく調査結果はあるが、たまたま獲れたものであり、また遊漁による漁獲量は分からないため、生息密度を反映した調査結果とは言えない。</p>	<p>公的な漁業アセスメント(例: MSC、FishSource等)を実施している漁業、またはISEAL準拠の持続可能な漁業認証システム(例:MSC)に向けて信頼のある漁業改善プロセス(FIP)にある漁業から、天然稚魚を購入すること。</p>	継続		
2018.9	3.4.2	観察事項	<p>一般的に、養鰻業者はシラスを問屋から購入しており、川漁師までは現状把握できていないと言われている。</p> <p>今回購入したものは利根川で獲られたことは問屋からの証言から明確になっている。しかしその記録は現在はない。</p>	<p>川漁師からのシラスのトレーサビリティを証明できる記録があることが望ましい。</p>	継続		
2018.10	3.4.3	観察事項	<p>シラスを供給する問屋では漁獲後引き渡しまでに目視でチェックしており、傷や、体色や行動の異変などがあるシラスを隔離している。漁獲後1日置いたあと、販売がなされる。これらの手順を文書化したものはない。</p>	<p>シラス問屋でどのように病気が蔓延しない管理をしているか確認する手順を文書化することが望ましい。</p>	継続		
2018.11	4.1.1	軽微な不適合	<p>飼料会社Aは現在は第三者認証は受けていない。</p> <p>トレーサビリティを保証する旨の文書は飼料会社Aから2018年5月30日付で出されている。</p>	<p>飼料会社Aに対し、独立した第三者機関によるトレーサビリティ評価を含む監査を受けるよう要請すること。</p>	継続		
2018.12	4.2.1	観察事項	<p>FFDRm、FFDRoについては、まだ飼育期間が短いため正確な数値を出すことが難しい。収穫後に改めてそれまでの給餌量から計算する。</p>	<p>ニホンウナギの出荷時に改めてFFDRm、FFDRoを計算すること。</p>	継続		
2018.13	4.3.2	軽微な不適合	<p>飼料会社Aからは、FishSource評価の調査結果が示された。飼料の銘柄により、原料の90%以上がFishSource評価のスコアが6点以上という条件をクリアしているものとクリアできていないものがある。</p>	<p>飼料原料について、魚粉と魚油の90%以上を、FishSource評価のスコア6点以上の原料を使用すること。</p>	継続		
2018.14	4.3.3	軽微な不適合	<p>飼料会社Aから情報が示された。一部の原料については絶滅危惧種が使用されていない証明が得られているが、すべてではなかった。</p>	<p>全ての魚粉、魚油原料に対し、絶滅危惧種が含まれていない証明を、飼料会社から得ること。</p>	継続		

2018.15	4.4.1	軽微な不適合	大豆原料については、ブラジル産大豆に関する禁止令に該当する可能性を完全には排除できていない。	大豆原料について、ブラジル産大豆に関する禁止令に該当しないものを使用すること。	継続		
2018.16	4.4.2	軽微な不適合	遺伝子組み換え植物原料は無分別である。販売先に対しての提示はまだ行っていない。	遺伝子組み換え植物原料は無分別であることを販売先に対し示すこと。	継続		
2018.17	4.4.3	観察事項	大豆については認証製品由来かどうかは不明である。 パームオイルについては認証製品ではない。現時点では適用外とするが、将来的に目指すことが求められる。	大豆由来原料、パームオイル由来原料については、将来的に認証を受けた原料を80%以上使用することを目指すこと。	継続		
2018.18	4.5.1	軽微な不適合	金属類、乾電池、その他含めた産業廃棄物(エサ袋、フィルター(まれ)、結束バンド、パックテストチューブ、工作(塩ビ管など)端材、など)の処理は産廃処理業者Aに委託している。産廃処理業者Aが分別まで行う。 しかし、産業廃棄物の処理委託契約書が審査時に提示されなかった。	廃棄物の処理委託契約書を準備すること。	継続	2018年7月27日に産業廃棄物処分委託契約書が提示された。	2018年7月27日
2018.19	4.5.3	観察事項	化学薬品は、塩素、消毒用アルコール、水質検査薬(パックテスト)のみ。塩素、アルコールは使い切るので廃棄物としては出ない。パックテストは産業廃棄物として廃棄。PHメーター、DOメーターの校正用液体などがまれ(1, 2か月に1回、10~20cc)に出る。現状は下水道に希釈して流している。	PHメーター、DOメーターの校正用液体の適切な廃棄方法について把握することが望ましい。	継続		
2018.20	4.5.4	観察事項	薬品は倉庫に保管しており、普段人が立ち入らない場所なので、誤って流出する可能性はほとんどない。灯油タンクは固定式であり、供給業者がローリーで直接給油する。現在はタンクの点検は行っていない。 手順をを画面化することが望ましい。	灯油タンクを定期的に点検することが望ましい。 また手順を画面化することが望ましい。	継続		
2018.21	4.6.3	軽微な不適合	飼料のGHGは飼料会社Aが計算予定であるが、まだ示されていない。	飼料のGHG排出量に関する資料を提出すること。	継続		
2018.22	5.2.9	軽微な不適合	すべて検査しているわけではないが、死亡原因は推定を含め把握している。しかしこれまですべては記録していなかった。	全ての死亡原因を記録し分類すること。	継続		
2018.23	5.2.11	観察事項	「死亡削減プログラム」作成。病虫害発生時には塩水浴、水温調節で対応する。死亡個体は隔離する。ニホンウナギは初めての経験なので、日誌でのデータ記録を継続する。これまで大量死はないためまだ削減目標は設定していない。	今後、データが蓄積され、死亡率及び原因不明の死亡率が把握できたら、それらの年間削減目標値を検討することが望ましい。	継続		

2018.24	5.3.1	軽微な不適合	DOは1日1回、長田氏が測定している。摂餌時に活動してDOが一時的に下がるため、エサをやる前の時間に測定している。これまで測定できなかった時には理由を記載していなかった。今後は他の人でも測定できるようにし、測定できない日をなくすよう努める。	測定の欠損または測定時間の変更がある場合、その理由を記録すること。	継続		
2018.25	6.3.1	観察事項	就業規則第123条「相談窓口」現在は総務・人事部門の担当役員2名が窓口となっている。平成30年5月15日に社員全員にメールで周知した。これまで差別の苦情が出された事例はない。社内で苦情が提出しにくい場合のために、外部の公的な相談窓口も決めておくことが望ましい。	社員が苦情について相談できる外部の公的な相談窓口も決めておくことが望ましい。	継続		
2018.26	6.3.1	軽微な不適合	管理職に対する差別禁止の研修はまだ実施していない。	管理職に対し差別禁止の研修を実施すること。	継続		
2018.27	6.4.1	観察事項	養鰻場リスクアセスメント:すべての作業種をリスト化し、養殖場のスタッフに聞き取りを行い、各作業のリスクを洗い出した。その結果、リスクが高い作業として濾過槽大掃除、排水処理槽への塩素投入、燃料(木材)調達時の運搬があげられたので、それぞれについての作業手順書を作成した。 塩素投入:万が一塩素が目に入ると失明の恐れがあるため、ゴーグルを着用している。旧体育館の軒下であり、天井が低く頭を打つ可能性があるが、現状対策が取られていない。	排水処理槽での作業時に天井に頭を打つリスクに対し対策をたてることが望ましい。	継続		
2018.27	6.4.1	観察事項	養殖場内で日常的に作業に従事する従業員は3人、またたまに作業を行う従業員は1人である。これまで安全に関する研修を実施したことはない。必要事項は現場メンバーでの朝礼で伝達している。また新入社員には最初に説明している。	従業員に対し、年1回程度定期的に安全研修を実施することが望ましい。	継続		
2018.27	6.4.1	軽微な不適合	労働安全衛生法で求められている会社としての安全衛生推進者は決められていない。	労働安全衛生法に基づき、会社全体の安全衛生推進者を任命すること。	解除	会社全体の労働安全推進者が任命された。任命記録を確認した。	2018年7月18日

2018.28	6.7.2	観察事項	就業規則6章「制裁」: 譴責、減給、出勤停止、解任降職・降格、昇給停止、論旨解雇、懲戒解雇などの懲戒手続きが定められている。またその事由も第90条「制裁の事由」に規定している。事由の程度に応じ懲戒内容が定められているが、軽微な懲戒と重大な懲戒の事由に一部重複が見られ、違いが明確でなかった。	軽微な懲戒と重大な懲戒の事由に一部重複が見られるため、より明確にすることが望ましい。	継続		
2018.29	6.8.2	軽微な不適合	勤怠管理簿をもとに残業代が計算される。月間20時間までの固定残業代性をとっており、20時間を超えた分は実際の時間に応じた残業代が支払われる。残業代の割増賃金は1.25倍である。 20時間までは残業の申請はなく、記録のみなされる。20時間を超える分からは申請が必要となる。また深夜残業は別途記録する様式となっている。 残業理由は20時間以内は確認・記録していない。	月間の残業時間が20時間以下であっても、残業理由を記録すること。	継続		
2018.30	6.9.2	軽微な不適合	NPO法人じゅ〜くと業務委託契約を結んでいる。 仕入先や請負会社の社会的責任の雇用方針までは確認していない。 取引先一覧は会社の記録からいつでも作成可能である。 労働環境に関するガイドラインに、4.養鰻場サプライヤーの評価基準 を記載している。具体的チェック方法は未定である。	仕入先や請負会社の社会的責任の雇用方針を確認すること。また評価基準を確認する方法を作成すること。	継続		
2018.31	6.10.1	軽微な不適合	ハラスメント発生時の問題解決手順はあるが、従業員の一般的な苦情解決手順はない。	従業員の苦情を解決するための手順を作成すること。	継続		